

教員を目指す学生は色覚特性について学ぶ機会があるか

教員養成における色覚特性についての指導の実態と課題

加部 清子

（筑波大学附属大塚特別支援学校）

KEY WORDS: 色覚特性 カラーユニバーサルデザイン 教員養成

【目的】

人間の色覚には多様性があるが、その少数派（ここでは「色覚特性」とする）の人は、日本人男性の約 5% いると言われている。男子が 20 名いる学級では 1 名在籍している可能性があり、発達障害と同様、無視することのできない割合である。2003（平成 15）年度から学校での色覚検査が健康診断の必須項目から削除された。教員は学校の色覚検査を機に在籍児の色覚特性を把握することが多かった（長澤ら 1994）（堂腰ら 1998）ことから、検査の廃止によって、教員は誰が色覚に特性をもつのか把握しづらくなったと考えられる。また、色覚特性を意識する機会が減ったであろうことも容易に想像できる。一方、教科書のカラー化、教育への ICT の導入などにより、学習場面ではかつてに比べ格段に多くの色が使われるようになってきている。色覚に特性のある者が一定数に在籍している可能性があることを考えれば、たとえ誰が色覚に特性をもつのか分からなくても、誰にとっても分かりやすい色使いの配慮、すなわちカラーユニバーサルデザインを導入していく必要がある。そのために教員は、色覚特性や適切な配慮のための知識をもつ必要があり、教員養成の段階でしっかり学ぶ必要があると長年主張されてきた（楠本ら 1996）（堂腰ら 1998）（堂腰ら 2002）（楠本 2016）。しかし、近年においても、教員の知識が十分でなく、色覚についての学習資料が十分に活かされていないという報告もある（桂ら 2018）。では、実際に教員養成を行う大学では、色覚特性やその配慮について授業で扱っているのだろうか。本研究は、教員を養成する大学における、色覚特性やその配慮について教える機会の実態を明らかにすることを目的とする。

【方法】

国立の教員養成大学 44 校を対象に、ホームページで閲覧できる教員養成学部 2020 年度シラバス（授業計画）から、以下の調査を行った（最終検索日 2020.4.20）。

①「色覚」、「カラーユニバーサルデザイン」をキーワードに検索を行い、1 件でもヒットした大学数を調べた。ヒット数の比較のため、「発達障害」、「学習障害」（発達障害の下位項目として）、「ユニバーサルデザイン」も同様に検索した。

②「色覚」、「カラーユニバーサルデザイン」でヒットした授業について、内容や受講対象を調べた。

【結果】

①シラバスのワード検索ができた大学 34 校を分析対象と

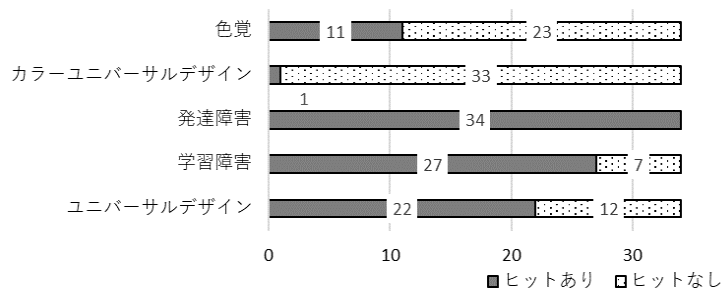


図 1 ヒットした大学数

した。対象のキーワードで 1 件でもヒットした大学数は図 1 の通りである。

②「色覚」でヒットした授業の総数（科目の読み替え等と同じ授業と判断できるものは 1 つとみなした）は 16 で、受講対象と授業数は表 1 の通りであった。

表 1 「色覚」でヒットした授業の受講対象と授業数

受講対象	授業数	
養護教諭養成課程	7	
特別支援教育	6※	※このうち 2 つは、
理科教育	1	視覚障害特別支援学
図画工作・美術教育	1	校教諭に関する必修
教育学部全般	1	授業と確認できた。

「カラーユニバーサルデザイン」でヒットした授業の総数は 1 で、受講対象は教育学部全般であった。

【考察】

教員養成学部の授業で「色覚」を扱うとシラバスに明記している大学は、発達障害の下位項目である「学習障害」と比較しても少なかった。また、「色覚」を扱う授業は養護教諭の養成課程や特別支援教育の専門科目であることが多かった。その他、図画工作・美術教育、理科教育の専門科目であり、教員を目指す学生が一般的に受講できる授業はほとんどなかった。「カラーユニバーサルデザイン」について扱うとシラバスに明記している大学はさらに少なかった。

本調査はシラバス内のワード検索にすぎないので、実際には、ヒットしなかった授業では色覚特性やその配慮について全く教えていないというわけではないかもしれない。しかし、十分とは言い難いだろう。そもそも色覚特性は視覚障害特別支援学校の就学基準を満たさないため、色覚特性があっても、視力や視野に障害のない子どもは視覚障害特別支援学校には就学しない。つまり、色覚特性の子どもの大半が小中学校などの「通常」の学校（あるいは視覚障害以外の特別支援学校）に在籍しているのである。また、色覚特性に対する配慮は、日常的に子どもに接し授業を行う教員が行う必要がある。つまり、養護教諭や特別支援学校の教員を目指す学生だけでなく、通常の学校の教員を目指す学生にも、色覚特性やその配慮について学習する機会を与える必要があるだろう。教員を目指す全ての学生が色覚特性やその配慮についての知識を得られるよう、教職の必修科目の中で扱うべきである。また、採用後も研修や免許更新講習などで、折に触れて学べる機会が必要である。

なお、本研究は、国立の教員養成大学 44 校の、一般に公開されたホームページを調査対象としており、結果に個人情報等を含まない。

【文献】桂ら(2018)日本色彩学会誌 42(5),218-226/楠本ら(1996)大阪教育大学紀要第 V 部門 44(2),261-272/楠本(2016)四天王寺大学紀要 61,141-155/堂腰ら(1998)学校保健研究 40,457-473/堂腰ら(2002)学校保健研究 44,317-327/長澤ら(1994)日本の眼科 65(4),445-450 (KABE Kiyoko)